

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

見出しの件については、パブリック・コメント手続を実施せずに制定したので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、下記の事項を公表します。

記

1 改正の概要

(1) 酒類提供禁止規定の削除

ぱちんこ店等の営業所において、賞品として酒類を提供できるように、条例第7条第2項第1号中の「酒類を提供し、又は」を削除する。

(2) 博物館法改正に伴う所要の規定の整理

博物館法の一部改正に伴い、博物館に相当する施設に関する規定について、博物館法第29条から、同法第31条第1項に改正する。

(3) その他規定の整理

条例で定める営業制限地域等の条文にある「施設の敷地」に関する部分が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令と異なる規定ぶりとなっていたため、同じ規定ぶりに改正する。

2 パブリック・コメントを実施しなかった理由

今回の改正のうち、酒類提供禁止規定の削除については、県民のごく一部（ぱちんこ等遊技者）に関する緩和で、そもそも県政パブリック・コメントは不要であり、また、博物館法の改正に伴う関係規定の整理や語句の整理については、軽微な変更等であると認められ、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定（軽微な変更等と認めるもの）に該当することから、パブリック・コメント手続は実施しませんでした。

3 公布日

令和5年3月24日

4 施行日

令和5年4月1日。ただし、(3)については、令和5年3月24日。

【問い合わせ先】

熊本県警察本部生活環境課

電話 096-381-0110（内線：3184）